

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4552923号
(P4552923)

(45) 発行日 平成22年9月29日(2010.9.29)

(24) 登録日 平成22年7月23日(2010.7.23)

(51) Int.Cl.

F 1

H04N 7/167 (2006.01)

H04N 7/167 Z

H04N 7/173 (2006.01)

H04N 7/173 630

H04L 9/08 (2006.01)

H04L 9/00 601B

H04L 9/00 601E

請求項の数 4 (全 13 頁)

(21) 出願番号

特願2006-294908 (P2006-294908)

(22) 出願日

平成18年10月30日 (2006.10.30)

(65) 公開番号

特開2008-113231 (P2008-113231A)

(43) 公開日

平成20年5月15日 (2008.5.15)

審査請求日

平成21年5月14日 (2009.5.14)

早期審査対象出願

(73) 特許権者 000005108

株式会社日立製作所

東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

(74) 代理人 100100310

弁理士 井上 学

(72) 発明者 豊村 崇

神奈川県横浜市戸塚区吉田町292番地

株式会社日立製作所 ユビキタスプラット

フォーム開発研究所内

(72) 発明者 森 直樹

神奈川県横浜市戸塚区吉田町292番地

株式会社日立製作所 ユビキタスプラット

フォーム開発研究所内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】再生装置、再生方法、送受信方法及び送信方法

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

ネットワークを介して、配信システムから配信される、暗号化されたコンテンツをダウンロードして、再生する再生装置であって、

WEBブラウザにより複数のコンテンツの情報からダウンロードするコンテンツを選択する手段と、

前記選択する手段で選択したコンテンツについて、視聴開始日時前に、暗号化されたコンテンツを前記配信システムからダウンロードする手段と、

前記ダウンロードする手段で前記暗号化されたコンテンツをダウンロードする際に、該ダウンロードするコンテンツの管理情報を前記配信システムから受信する手段とを備え、

前記管理情報に含まれる、ダウンロードした前記コンテンツを復号化するための鍵が取得可能となる日時を過ぎるまでは、ダウンロードした前記コンテンツの再生を不可とすることを特徴とする再生装置。

【請求項 2】

ネットワークを介して、配信システムから配信される、暗号化されたコンテンツを再生装置にてダウンロードして、再生する再生方法であって、

WEBブラウザにより複数のコンテンツの情報からダウンロードするコンテンツを選択するステップと、

前記選択するステップで選択したコンテンツについて、視聴開始日時前に、前記再生装置が、暗号化されたコンテンツを前記配信システムからダウンロードするステップと、

10

20

前記ダウンロードするステップで前記暗号化されたコンテンツをダウンロードする際に、前記再生装置が、該ダウンロードするコンテンツの管理情報を前記配信システムから受信するステップとを備え、

前記管理情報に含まれる、ダウンロードした前記コンテンツを復号化するための鍵が取得可能となる日時を過ぎるまでは、ダウンロードした前記コンテンツの再生を不可とすることを特徴とする再生方法。

【請求項 3】

ネットワークを介して、配信システムが暗号化されたコンテンツを配信し、配信されたコンテンツを再生装置にてダウンロードして、再生する送受信方法であって、

WEB ブラウザにより複数のコンテンツの情報からダウンロードするコンテンツを選択するステップと、

前記選択するステップで選択したコンテンツについて、視聴開始日時前に、前記配信システムが、暗号化されたコンテンツを配信するステップと、

前記再生装置が、前記配信システムから配信される、暗号化されたコンテンツをダウンロードするステップと、

前記ダウンロードするステップで前記暗号化されたコンテンツをダウンロードする際に、前記配信システムが、該ダウンロードするコンテンツの管理情報を送信するステップと、

前記再生装置が、前記配信システムから送信される前記管理情報を受信するステップとを備え、

前記管理情報に含まれる、ダウンロードした前記コンテンツを復号化するための鍵が取得可能となる日時を過ぎるまでは、ダウンロードした前記コンテンツの再生を不可とすることを特徴とする送受信方法。

【請求項 4】

ネットワークを介して、配信システムが配信する、暗号化されたコンテンツを再生装置にてダウンロードして、再生するための送信方法であって、

WEB ブラウザにより複数のコンテンツの情報からダウンロードするコンテンツを選択するステップと、

前記選択するステップで選択したコンテンツについて、視聴開始日時前に、前記配信システムが、暗号化されたコンテンツを配信するステップと、

前記選択するステップで選択されたコンテンツがダウンロードされる際に、前記配信システムが、該ダウンロードするコンテンツの管理情報を送信するステップと、

前記管理情報に含まれる、ダウンロードされる前記コンテンツを前記復号化するための鍵が取得可能となる日時は、ダウンロードされる前記コンテンツの再生を制御するのに用いられることを特徴とする送信方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、ネットワークを介して視聴者からの要求に応じて配信される映像（VOD、Video On Demand）、その映像を再生する装置に関し、特に、システムのネットワークによるコンテンツのダウンロードの負荷の集中を軽減するのに用いて好適なネットワーク配信映像再生方法、および、ネットワーク配信映像再生装置に関する。

【背景技術】

【0002】

近年、テレビジョン放送においては、デジタルテレビ放送による動画データの多チャンネル放送化やネットワークの広帯域化により、多くの動画データが取得あるいは視聴することが可能となってきている。その結果、視聴可能な動画データが氾濫するといった状況になってきており、例えば、以下の特許文献1によれば、短時間で内容を理解する仕組みや、本当に視聴したい動画データを探し出せるようにすることを目的として、動画データにおける重要なシーンを表示可能な技術が紹介されている。

10

20

30

40

50

【0003】

その一方、近年、ネットワークを利用した通信においては、大容量のブロードバンド回線の普及により、放送とインターネットの融合化が進んでおり、これに伴って、例えば、前記ネットワークを介して、ユーザが視聴したい映像を配信し、即ち、ユーザの要求に応じて視聴することが出来る要求映像配信が注目を集めている。

【0004】

デジタルテレビの高画質化に伴い、要求映像配信においても高解像度映像が望まれることが考えられる。しかし、高解像度映像をストリーミング配信する場合、膨大なデータをリアルタイムに送信しなければならないため、大容量の通信回線が必要となる。そこで、あらかじめコンテンツの全データをネットワーク配信映像再生装置にダウンロードしておき、通信回線に負荷をかけない状態で視聴する方式も検討されている。10

【0005】

【特許文献1】特開2003-153139号公報

【発明の開示】**【発明が解決しようとする課題】****【0006】**

従来のテレビジョン放送の放送波には容量制限という概念は無いが、今後普及が見込まれるインターネットなどのIPネットワークを利用して、映像、音声などのコンテンツを配信するVODサービスは、通信回線を利用者がシェアする形となることが多い。この場合に、HDなどの高画質映像を視聴するためには帯域を事前に確保するなど、利用者がコンテンツの品質を維持して視聴できるための仕組みが考えられている。20

【0007】

しかしながら、人気のあるコンテンツに視聴希望が殺到した場合、帯域を確保(取得)できない利用者も出てくるはずである。特に、例えば、コンテンツ配信サーバが提供する新作映画、巷で話題となった映画などは、視聴が一時期に殺到し、回線がパンク状態になる可能性がある。

【0008】

本発明は、上記問題点を解決するためになされたもので、その目的は、ネットワークにより映像の配信を受けるシステムにおいて、特に、サーバと視聴者の映像再生装置の間のネットワークの回線に負荷が集中することを防止することができるようなネットワーク配信映像再生方法、および、ネットワーク配信映像再生装置を提供することにある。30

【課題を解決するための手段】**【0009】**

上記目的を達成するために、例えば、特許請求の範囲に記載されるように構成すればよい。

【発明の効果】**【0015】**

本発明によれば、ネットワークにより映像の配信を受けるシステムにおいて、特に、サーバと視聴者の映像再生装置の間のネットワークの回線に負荷が集中することを防止することができるようなネットワーク配信映像再生方法、および、ネットワーク配信映像再生装置を提供することができる。40

【発明を実施するための最良の形態】**【0016】**

以下、本発明に係る一実施形態を、図1ないし図7を用いて説明する。

【0017】

先ず、図1を用いて本発明の一実施形態に係るネットワーク配信映像再生装置に関するシステム構成について説明する。

【0018】

図1は、本発明の一実施形態に係るネットワーク配信映像再生装置に関するシステム構成図である。50

【0019】

本実施形態のネットワーク配信映像再生装置は、インターネットなどのネットワークによりVODによる映像を受信し、再生するものである。

【0020】

VODによる映像を再生する場合には、図1に示されるように、本実施形態のネットワーク配信映像再生装置1は、コンテンツ配信サーバ2とポータルサーバ3より、インターネットなどのIPネットワーク4を介して、映像のストリーミングを受信する。VODによる映像は、大容量なストリーミングを流す必要があるので、使われる回線は、光ファイバー回線やADSL(Asymmetric Digital Subscriber Line)回線などのブロードバンド回線が望ましい。このときに、使われるプロトコルの一例としては、例えば、RTP(Real-time Transport Protocol)である。10

【0021】

次に、図2および図3を用いて本発明の一実施形態に係るネットワーク配信映像再生装置1の機能と構成について詳細に説明する。

【0022】

図2は、本発明の一実施形態に係るネットワーク配信映像再生装置1のハードウェア構成図である。

【0023】

図3は、本発明の一実施形態に係るネットワーク配信映像再生装置1の機能を表すプロック図である。20

【0024】

図2に示されるように、ネットワーク配信映像再生装置1は、中央処理装置101、表示装置102、主記憶装置103、入力装置105、音声出力装置106、ネットワークインターフェース部107、補助記憶装置インターフェース部109が、バス100を介して結合された形態であり、各部は、バス100により、相互にデータの送受信が可能なよう構成されている。

【0025】

中央処理装置101は、通常、マイクロプロセッサにより構成されており、主記憶装置103にロードされたデータを読み込み、プログラムを実行して、各部に対して、制御の指示を与える。30

【0026】

表示装置102は、ディスプレイヤダプタと、それに接続する液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイ、CRT(Cathode Ray Tube)により実現される。

【0027】

主記憶装置103は、揮発性、あるいは、不揮発性の半導体装置が用いられ、中央処理装置101により扱われるデータ、プログラムは、補助記憶装置30からここにロードされる。

入力装置105は、例えば、制御のためのフロントボタン、キーボード、マウス、あるいは、リモコン装置などのデータを入力するための装置である。

【0028】

音声出力装置106は、例えば、サウンドカードとスピーカで構成され、放送、映像の音声を出力する。

【0029】

ネットワークインターフェース部107は、IPネットワークとのインターフェースをつかさどる部分である。

【0030】

補助記憶装置インターフェース部109は、補助記憶装置とのインターフェースをつかさどる部分である。

【0031】

補助記憶装置30は、通常、大容量のハードディスクドライブであり、映像データなど

10

20

30

40

50

を一時的、または、録画として長期間にわたって保存することができる。また、中央処理装置11により実行するプログラムもここに格納する。

【0032】

図3に示されるように、ネットワーク配信映像再生装置1の機能として、VOD映像を再生するために、IPネットワーク制御部303により、IPネットワークにより送信されてくるパケットの制御をおこなう。そして、VOD受信部304により、映像を受信し、ストリーミング再生部305によりストリーミングの再生をおこなう。

【0033】

そして、TS Buffer/Switch部300で、映像を選択し、Demux部301で、MPEGを分離して、MPEGデコーダ部302により、デコードして表示装置に出力する。
10

【0034】

上記の説明では、MPEGの場合を説明したが、例えば、H.264の規格によるデコーダを用いてもよい。

【0035】

また、本実施形態のネットワーク配信映像再生装置1は、Webブラウザ400により、VODを提供するポータルサイトも表示することができる。

【0036】

次に、図4ないし図10を用いて本発明の一実施形態に係るネットワーク配信映像再生方法の処理について説明する。
20

【0037】

図4ないし図6は、本発明の一実施形態に係るネットワーク配信映像再生方法の各処理形態を示すフローチャートである。

【0038】

図7は、視聴者がコンテンツの視聴の選択をするためのコンテンツ一覧画面の一例を示す図である。

【0039】

図8は、視聴者がコンテンツのダウンロードをしたときに表示されるお知らせ画面の一例を示す図である。

【0040】

図9は、視聴者にコンテンツの視聴ができるようになったことを知らせるためのお知らせ画面の一例を示す図である。
30

【0041】

図10は、コンテンツ管理情報の一例を示す図である。

【0042】

本実施形態のネットワーク配信映像再生方法の処理は、視聴可能日時が定められたコンテンツに対して、事前に視聴者からのダウンロードを可能にするものである。

【0043】

視聴者がコンテンツの配信を受けるときには、例えば、図7に示されるようなコンテンツ一覧画面がWebブラウザにより表示される。
40

【0044】

コンテンツ一覧画面には、コンテンツのタイトル、料金、配信開始日時、視聴可能日時、コンテンツの状態、配信指示ボタンが表示される。

【0045】

コンテンツのタイトルは、例えば、視聴する映画の題名（邦訳名）などのコンテンツの内容を表す題名である。料金は、コンテンツを視聴するときの視聴者が負担するときの料金であり、無償のときもありうる。また、図のように割引料金を併記してもよい。この図の例では、視聴者が封切り前に、コンテンツをダウンロードしたときには、割引料金が適用されることを示している。

【0046】

50

配信開始日時は、視聴しようとするユーザがコンテンツをダウンロードできるようになる日時である。図では、日にちのみを表示して、例えば、午前0時が基準の日時になるようにしているが、コンテンツごとに時刻を表示するようにしてもよい。

【0047】

視聴可能日時は、視聴者が正規にコンテンツを視聴できるようにする日時である。すなわち、映画の封切りにあたるものである。

【0048】

視聴しようとするユーザは、配信開始日時を過ぎるとコンテンツをダウンロードすることはできるが、正規にコンテンツを視聴することはできない。ただし、視聴者の選択肢に応じて、広告入りのコンテンツを視聴する、特別料金の割増料金を支払って視聴できるようにするなどのオプションを設けることは可能である。10

【0049】

コンテンツの状態は、「配信待ち」、「配信可能」、「視聴可能」の各状態を表す。「配信待ち」の状態は、配信開始日時より前のときであって、コンテンツが未だにダウンロードできない状態である。「配信可能」は、配信開始日時より以降、視聴可能日時より前のときであって、コンテンツの配信を受けることはできるが、視聴者が正規に視聴できない状態である。「視聴可能」は、視聴可能日時より以降であって、視聴者がコンテンツを正規に視聴できる状態である。

【0050】

視聴しようとするユーザは、配信指示ボタンをマウスなどポインティングデバイスなどに指示して、配信を受ける。コンテンツの状態が「配信可能」であるときには、未だに正規の視聴はできないが、コンテンツの状態が「視聴可能」のときには、配信を受けると、ユーザは、即、正規に視聴可能である。20

【0051】

図7では、「オススメ」のタイトルやジャンル別のコンテンツを表示している。オススメのタイトルである「コンテンツA」は、一回の視聴料金が200円、事前に（すなわち、視聴可能日時より前、コンテンツの状態が「配信可能」のときに）ダウンロードしたときの割引料金が150円、配信開始日時が2006年9月2日（午前0時より）、視聴可能日時が2006年11月3日（午前0時より）、コンテンツの状態が2006年10月31日現在では、「配信可能」であることを示している。30

【0052】

なお、ジャンルが「ドラマ・ラブストーリー」である「コンテンツC」は、2006年10月31日現在では、配信可能日時の2006年11月15日（午前0時より）より前であり、コンテンツの状態が「配信待ち」であるために、配信指示ボタンは表示されていない。

【0053】

また、「コンテンツD」は、2006年10月31日現在では、視聴可能日時の2006年10月30日を過ぎているため、コンテンツの状態が「視聴可能」であるために、割引料金は表示されていない。

【0054】

図4に示される時間軸Tにおいて、 t_0 は、配信可能日時であり、 t_1 は、視聴可能日時であり、 t_2 は、コンテンツが実際に再生可能となっている日時である。40

【0055】

ネットワーク配信映像再生装置1において、ユーザが入力装置105を介して配信要求の操作を行うと、中央処理装置101が、ネットワークIF部107を介して、コンテンツ配信サーバに、コンテンツ配信要求を行う。

配信可能日時 t_0 より前のときに、ネットワーク配信映像再生装置1（以下、単に「再生装置1」という）からコンテンツ配信要求がされたときには（S100）、コンテンツ配信サーバ2は、要求を拒否する（S101）。

【0056】

10

20

30

40

50

配信可能日時 t_0 を過ぎて、再生装置 1 からコンテンツ配信要求がされたときで、しかも視聴可能日時 t_1 を過ぎていないときには(S 102)、コンテンツ配信サーバ 2 は、再生装置 1 に、IP ネットワーク 4 を介して、コンテンツの暗号化されたストリームを送信する(S 103)。このコンテンツ配信要求は、視聴しようとするユーザが、図 7 に示したコンテンツ一覧画面から配信指示ボタンを選択することによりなされる。

【0057】

コンテンツ管理情報は、例えば、図 10 に示されるように、タイトル 501、ジャンル 502、配信開始日時 503、視聴可能日時 504、再生時間 505、料金 506、封切前割引料金 507、プレミアム料金 508、広告付き映像の有無 509 などの各フィールドからなるテーブルに格納される。

10

【0058】

ここで、料金 506 は、コンテンツの正規の提供料金である。封切前割引料金 507 は、視聴可能日時より前のときのコンテンツが「配信可能」状態のときに、コンテンツをダウンロードして、視聴するときの割引き料金である。プレミアム料金 508 は、視聴可能日時より前のときのコンテンツが「配信可能」状態のときであって、視聴可能日時より前のときに、ユーザが支払ったときに、特別に視聴できるようになるためのプレミアムをつけた料金である。また、広告付き映像の有無 509 は、視聴可能日時より前のときのコンテンツが「配信可能」状態のときであって、視聴可能日時より前のときに、視聴が許される広告付きの映像が提供されているか否かを示している。プレミアム料金と広告付きの映像は、コンテンツによって設定されるものとされないものは、まちまちであってもよい。

20

【0059】

例えば、図 10 に示す例では、コンテンツ A では、広告付き映像が提供されていて、プレミアム料金は設定されていない。一方、コンテンツ B では、正規の料金が、250 円であるところ、封切前割引料金が、200 円であり、プレミアム料金が、300 円(50 円の割高)であり、広告付き映像が提供されていない。

【0060】

そして、再生装置 1 のネットワーク IF 部 107 で、コンテンツのストリームとコンテンツ管理情報を受信すると、通常は、中央処理装置 101 の制御により、管理情報が、図 2 に示した補助記憶装置 30 に保存される(S 110)。

30

【0061】

そのとき、再生装置 1 において、中央処理装置 101 の制御により、表示装置 102 には、図 8 に示したようなお知らせ画面が表示される。この画面の例では、コンテンツ A が、11月3日より正規に視聴できることを示している。また、その日時の前でも広告入りの映像なら、ユーザが選択して視聴することもできる。すなわち、広告入りの映像は、視聴可能日時でも視聴できる暫定的な映像であることができる。

【0062】

また、上記の例では、コンテンツ管理情報は、そのコンテンツのストリームと共にダウンロードされて蓄えられるように記載したが、必要なときに、再生装置 1 の中央処理装置 101 が、ネットワーク IF 部 107 を介して、コンテンツ提供者のポータルサイトにとりに行くようにしてもよい。

40

【0063】

次に、視聴可能日時 t_1 になると、再生装置 1 の中央処理装置 101 は、ネットワーク IF 部 107 を介して、コンテンツ配信サーバ 2 に対して、そのコンテンツの復号化鍵を要求する。この復号化鍵の要求は、映像再生監視プログラムをバックグラウンドで立ち上げておき、常時、時間をモニタし管理情報の中に記憶されるコンテンツの視聴可能日時 t_1 になったときに、自動的におこなうようにする。なお、視聴可能日時 t_1 に再生装置 1 の電源が OFF になっている恐れがある場合には、あらかじめタイマを設定しておき、視聴可能日時 t_1 に電源を ON にして復号化鍵を要求すればよい。この方法により、次回電源 ON 時に直ちにコンテンツを視聴することができる。

【0064】

50

また、視聴可能日時 t_1 に再生装置 1 の電源が OFF になっている恐れがある場合、次回電源 ON 時に視聴可能日時 t_1 を過ぎていることを認識し、サーバに復号化鍵を要求してもよい。この方法によりサーバに対する復号化鍵の要求が分散し、視聴可能日時 t_1 に負荷が集中することを避けられる。

【0065】

さらに、より正確に視聴可能日時 t_1 を把握するために、例えばデジタル放送の S I (Service Information) から取得した時刻情報や、NTP (Network Time Protocol) よりネットワーク経由で取得した時刻情報を利用してもよい。

【0066】

コンテンツ配信サーバ 2 では、そのコンテンツの視聴可能日時に達していると判断したときには、復号化鍵を配信する (S 210)。そして、再生装置 1 のネットワーク I/F 部 107 で、その復号化鍵を受信し、中央処理装置 101 が図 3 に示される再生機能を実行することにより、コンテンツのストリームを復号化する。10

【0067】

また、図には示さなかったが、コンテンツサーバ 2 では、そのコンテンツの視聴可能日時に達していないと判断したときには、復号化鍵の配信を拒否する。

【0068】

そして、コンテンツが実際に再生可能となっている日時 t_2 以降は、視聴者は、そのコンテンツを再生して、正規のコンテンツが視聴できるようになる (S 300)。20

【0069】

復号化に成功したときには、中央処理装置 101 の制御により、表示装置 102 で、図 9 に示すようなお知らせ画面を表示し、ユーザに注意を促す。

【0070】

このように事前にコンテンツをダウンロードすれば、コンテンツの視聴可能日時の直後に、大量のコンテンツのストリームが要求されることなく、ネットワークの負荷が軽減されることになる。復号化鍵は、コンテンツのストリームに比べるとごく小さなデータであり、ネットワークの負荷ということではほとんど問題とならない。

【0071】

また、コンテンツの視聴可能日時前にコンテンツをダウンロードしたユーザには、コンテンツの割引き料金による提供、クーポンなどの特典を与えることにしていれば、システムの提供者とユーザの双方にとってメリットがある。30

【0072】

図 4 に示す実施形態では、復号鍵は再生装置 4 から要求した。他の実施形態では、図 5 に示されるように、再生装置 4 がコンテンツ配信サーバ 2 に接続に行ったときに、コンテンツ配信サーバ 2 でユーザ毎に配信済みのコンテンツの管理情報を記憶しておき、視聴可能時間が過ぎたコンテンツについて、復号化鍵をコンテンツ配信サーバ 2 から配信するようにしてもよい (S 202)。

【0073】

また、上記で説明した例は、視聴可能日時の前に、暗号化したストリームをダウンロードして、視聴可能日時になったときに、復号化によりストリームを復号化するであったが、このような例に限らず、図 6 に示されるように、視聴可能日時 t_1 の前に、コンテンツの不完全なストリーム情報を配信するようにしてもよい (S 104)。

【0074】

不完全なストリーム情報は、例えば、コンテンツの映像の一部情報であり、再生したときに、コマ飛びとなるようなデータである。

【0075】

そして、視聴可能日時 t_1 になったときに、再生装置 1 の中央処理装置 101 は、ネットワーク I/F 部 107 を介して、ストリームを完全にすることを要求する (S 203)。40

【0076】

コンテンツ配信サーバ 3 側では、ストリームを完全にするための情報、すなわち、上記50

の例では、コンテンツの映像の残りの情報を配信する（S204）。

【0077】

再生装置1のネットワークIF部107で、この配信を受けて、中央処理装置101が図3に示される再生機能を実行することにより、ストリームを完全なものにして、再生できる状態にする（S220）。

【0078】

この例では、視聴可能日時 t_1 後のコンテンツの配信についても、ある程度のネットワークの負荷はかかるもののコンテンツの一部の情報であるため、すべてのコンテンツ情報をダウンロードするときに比べるとネットワークの負荷は軽減される。

【0079】

また、図4、図5の例では、悪意の者に復号鍵を盗聴されると、コンテンツを再生されてしまう恐れがあるが、この例では、ダウンロードされているコンテンツの情報が元々不完全なためにその恐れはない。

【図面の簡単な説明】

【0080】

【図1】本発明の一実施形態に係るネットワーク配信映像再生装置に関するシステム構成図である。

【図2】本発明の一実施形態に係るネットワーク配信映像再生装置1のハードウェア構成図である。

【図3】本発明の一実施形態に係るネットワーク配信映像再生装置1の機能を表すプロック図である。

【図4】本発明の一実施形態に係るネットワーク配信映像再生方法の各処理形態を示すフローチャートである（その一）。

【図5】本発明の一実施形態に係るネットワーク配信映像再生方法の各処理形態を示すフローチャートである（その二）。

【図6】本発明の一実施形態に係るネットワーク配信映像再生方法の各処理形態を示すフローチャートである（その三）。

【図7】視聴者がコンテンツの視聴の選択をするためのコンテンツ一覧画面の一例を示す図である。

【図8】視聴者がコンテンツのダウンロードをしたときに表示されるお知らせ画面の一例を示す図である。

【図9】視聴者にコンテンツの視聴ができるようになったことを知らせるためのお知らせ画面の一例を示す図である。

【図10】コンテンツ管理情報の一例を示す図である。

【符号の説明】

【0081】

1...配信映像再生装置、2...コンテンツ配信サーバ、3...ポータルサーバ、4...IPネットワーク、30...補助記憶装置、100...バス、101...中央処理装置、102...表示装置、103...主記憶装置、105...入力装置、106...音声出力装置、107...ネットワークインターフェース部、109...補助記憶装置インターフェース部、300...T S B u f f e r / S w i t c h 部、301...D e M u x 部、302...M P E G デコーダ部、303...IPネットワーク制御部、304...V O D 受信部、305...ストリーミング再生部、400...W e b ブラウザ。

10

20

30

40

【図1】

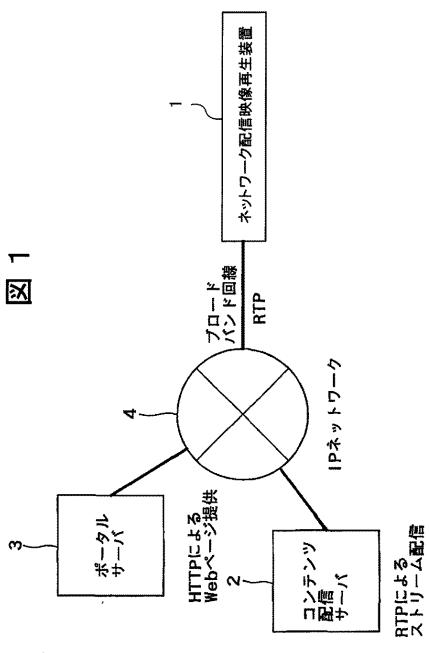


図1

【図2】

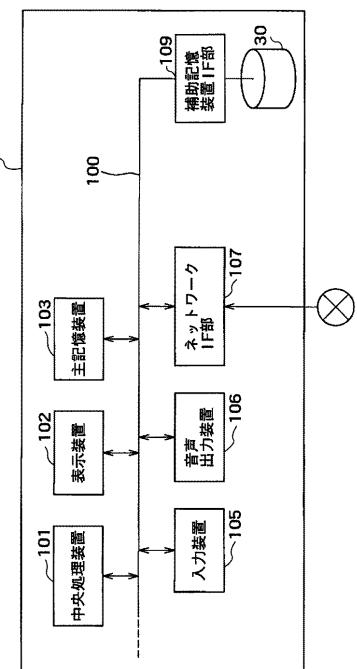


図2

【図3】

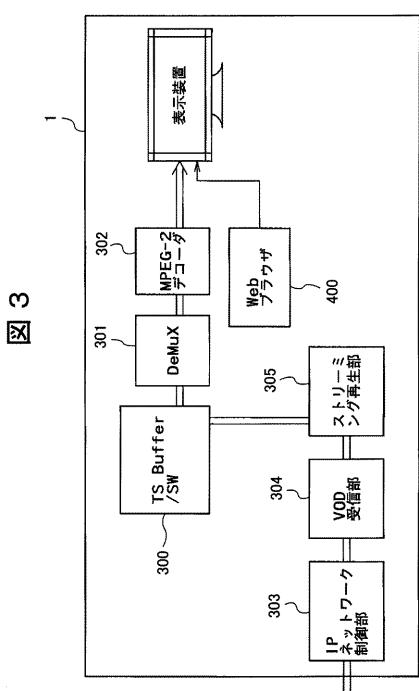
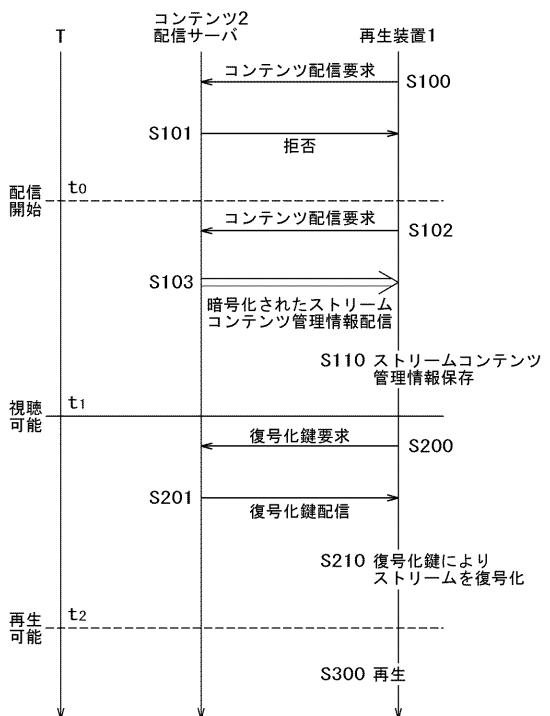


図3

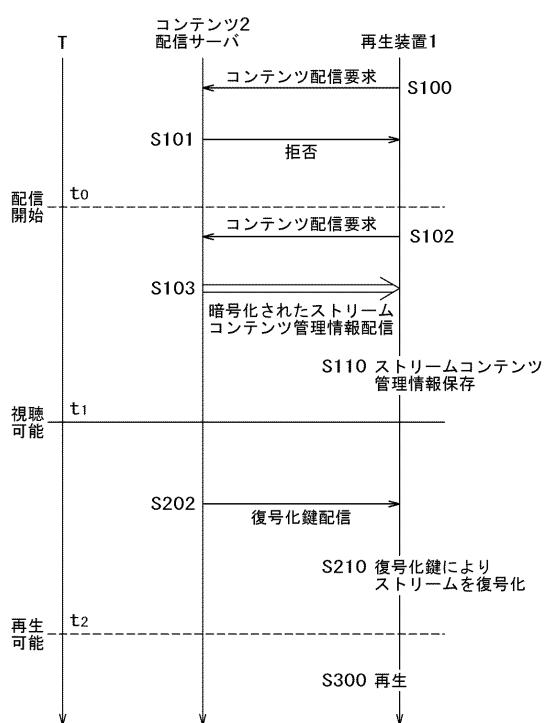
【図4】

図4



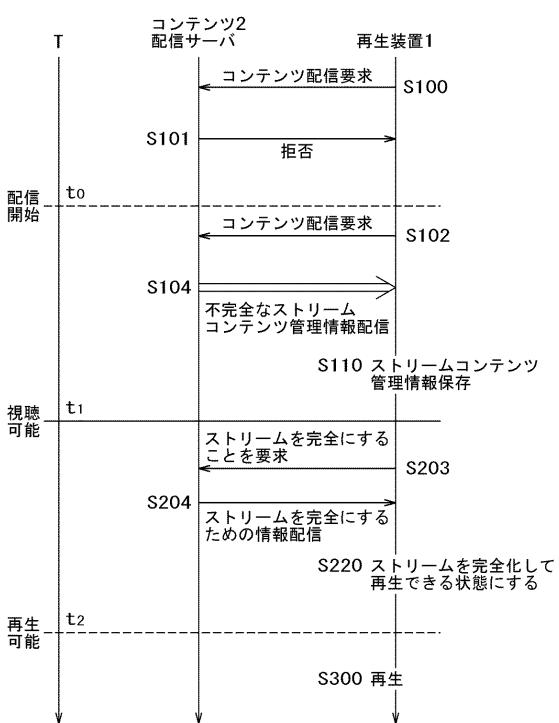
【図5】

図5



【図6】

図6



【図7】

コンテンツ一覧

	料金 (割引)	配信開始	視聴可能	状態
<u>2006年10月31日現在</u>				
☆オススメ				
コンテンツA	200円 (150円)	2006年9月2日	2006年11月3日	配信待ち 配信
コンテンツB	250円	2006年8月3日	2006年9月15日	視聴可能 配信
<u>ジャンル別</u>				
☆ドラマ・ラブストーリ				
コンテンツC	300円	2006年11月15日	2006年12月15日	配信待ち 配信
コンテンツD	300円	2006年9月4日	2006年10月30日	視聴可能 配信
☆アクション・SF				
コンテンツE	200円 (100円)	2006年9月15日	2006年11月15日	配信可能 配信
☆西部劇				
コンテンツF	200円	2006年8月1日	2006年9月1日	視聴可能 配信

【図8】

図8

お知らせ
「コンテンツA」は、ダウンロードされました。 11月3日より視聴できます。
広告入りは今から視聴できます。
<input type="button" value="広告入りを視聴"/> <input type="button" value="閉じる"/>

【図9】

図9

お知らせ
「コンテンツA」が、視聴できるようになりました。
<input type="button" value="今すぐ視聴"/> <input type="button" value="閉じる"/>

【図10】

図 10

フロントページの続き

(72)発明者 是枝 浩行

神奈川県横浜市戸塚区吉田町 292 番地 株式会社日立製作所 ユピキタスプラットフォーム開発
研究所内

(72)発明者 三尾 譲

神奈川県横浜市戸塚区吉田町 292 番地 株式会社日立製作所 ユピキタスプラットフォーム開発
研究所内

(72)発明者 飯室 聰

神奈川県横浜市戸塚区吉田町 292 番地 株式会社日立製作所 ユピキタスプラットフォーム開発
研究所内

審査官 曽我 亮司

(56)参考文献 特開2002-344924(JP,A)

特開2006-094342(JP,A)

特開2006-148416(JP,A)

特開2004-297550(JP,A)

特開2005-159752(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

H04L 9/00 - 9/38、

H04N 7/10、 7/14 - 7/173、

7/20 - 7/22